

平成30年度 第1回八代市農業集落排水処理施設事業及び
浄化槽市町村整備推進事業審議会 会議録

【日時】平成30年9月14日（金）午後2時00分～午後4時00分
【場所】東陽支所2階会議室
【出席者】委員13名
【公開状況】公開
【議題】農集、浄化槽使用料について

【委嘱状交付式】・委嘱状交付
・市長挨拶

【第1回審議会】・会長、副会長選出
・会長挨拶
・議事 1. 諮問事項について
2. 次期開催日程について

【審議内容】・諮問事項の説明及び質疑
・次回、説明事項
・次回の開催日程 第2回9月21日（金）午後2時00分～
東陽支所2階会議室

(議事録)

会長：まず、諮問事項についてですが、「農集・浄化槽使用料の改定について」であり、答申の期限は平成30年10月となっています。短期間ではありますが、審議がスムーズに進みますよう、ご協力をお願いします。今回は資料の説明だけで終わるとは思いますが、早速事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料確認後、説明概要)

資料① 農業集落排水使用料及び浄化槽使用料について

資料② 農業集落排水使用料改定（案）説明資料

資料③ 浄化槽使用料改定（案）説明資料

(10分間休憩)

委員：どのようなスケジュールで会議は続けられるのですか。

事務局：まず本日は1回目ということで、私のほうから諮問内容等の説明を行わせていただきまして、それに対しての質疑、この場でお答えできる質疑は答えていきますが、次回に資料を用いまして回答をする場合もあります。出来ましたら3回目くらいで答申の内容について

て決めていただいて、4回目にはその答申書の内容につきまして精査をという風に考えているところです。

委員：よろしいでしょうか。

会長：はい、どうぞ。

委員：3点ほど教えてほしいんですが。そもそも使用料回収率が85%になっている理由と
いうか主な要因はどのようになっているのでしょうか。

会長：1つずついきましょうかね。まず85%の理由から。

事務局：今のご質問は使用料回収率が現状で85%ということでしょうか。先ほどお配りしました棒グラフの資料で説明します。まず、先ほど説明しました合併前の旧東陽村と泉村で事業を開始されたということで、農集のグラフで説明しますと、合併後最初に審議会を行いましたのが平成22年度です。この時に改定率としましては37%と大幅な改定を行っておりまして、その下に資本費算入率というのを書いています。言い方は違いますが、これが回収率になりまして37%改定しても44%の回収率にしかありません。これが26年度の7.9%改定で59%。今回の諮問のとおり7.5%の改定をしますと94%になるということで、現状の平成29年度のグラフでいきますと、使用料対象経費を示す赤の線とその下にある使用料収入を示す青い線、これが本来であれば100%を目指していくべきですが、現状ではこの差が一般会計からの繰入金によって賄われており、現在は85%で、平成18年度は赤と青の差がありますが、これを料金改定によって徐々に100%に近づけていっている状況です。

委員：私の誤解かもしれませんが、歳入を見込んでいた分が回収出来なくて収支が85%という訳ではないんですよね。

事務局：それは違います。

委員：合併時点で赤字だったということ。

事務局：合併時点で回収率がかなり悪かったから改定を行い徐々に縮めています。

委員：その赤字の原因を聞いてらっしゃるのでは。

委員：最初の時点で悪かったから、それを段々近づけて85%になっておると。個人から取る金が85%しかないという訳ではない。

委員：じゃあ、分かりました。もう1点、これは人口減少のシュミレーションをどの程度見ておられますか、泉の場合は1,960人弱だと思いますけど。

事務局：パーセンテージで言ったほうが良いですかね。

委員：そうですね。だから15%を埋めたいという訳だが人口が減って収入減ってのがありますよね。だからいつまで経っても100%にはならないのではないですか。

事務局：今回を含めて次回の改定で100%に持っていくという試算を行いまして、今度上げましても、次回までの4年間の人口減少を見込み、収入も下がる見込みのうえで、次回改定し100%に持っていく試算を行っております。今回、改定せずに次回、平成35年度の改定で一気に100%まで持っていこうとすると、改定率15%という試算になりますが、皆さんの負担が大きくなってしまいますので、それを今回と次回に2段階に分けて7.5%上げる。あくまで人口減少による使用料収入の減少を見込んだうえでの試算をしています。

委員：あと人口減少に絡むんですが、維持管理費について、浄化槽ですから維持管理費は当然掛ってきますが、例えば現在1人暮らし世帯で、昔浄化槽は設置したものの人槽に合っていない実態がある訳です。その場合の汚泥引き抜き頻度が過剰になっていないかということと維持管理費を削減するような方策みたいなのは無いんでしょうか。

事務局：維持管理につきましては法で定められています。法定検査は必ず行っていないといけません。あと年に1回は清掃をしないといけない。保守点検を3回以上はしないといけないと決まっていますので、維持管理費の削減というのはなかなか難しいと考えております。同じ5人槽でも1人暮らしと5人暮らしでも維持管理にかかる経費はほぼ変わらないということです。

委員：逆に廃棄が少ない分だけ空っぽ気したような感じになり汚泥も消化するから、そういう面では汚泥を入れてやらないといけない部分はあると思いますけど、実態と合っていないところがあって。当然、昔は家族5・6人で生活していたのが、どんどん街に出て行って人口減少で、結局1人暮らしになってしまったというところもあるので、そういった所に同じような負担をさせるのは心苦しいなという部分はあるんですよね。

事務局：おっしゃられる意味は十分理解するところですが、東陽と泉で行っているのが市町村設置型浄化槽事業で、市のほうで設置、維持管理を行って、皆様から料金を徴収させて頂いているということをご理解頂いていると思いますが、旧八代・千丁・鏡・坂本で行っておりますのが、個人の負担で設置されて、勿論補助金が出るんですが、そのあとの維持管理につきましては、大きな人槽を使われていても、実際は1人・2人暮らしという同じ現状であっても、人槽でいくらと決まっておりますので、特にメリットという制度はございません

ので、その辺を考えると、やはり、東陽・泉だけ維持管理費が安くなることはないと思います。

会長：お気持ちは良く分かるんですけども。

副会長：昨日浄化槽の点検を家もしました。

委員：維持管理費の中身が分からないですけども、これは切れないうつのも分かるんですけど、なんか見えないんで、ちょっと疑問が起こります。

事務局：今のお話お聞きした中で、ちょっと思ったところありましたのでご提案をさせていただきたいと思います。まず、先ほど委員さんから世帯人員が違うのに負担が同じってのは心苦しいというような表現があったかと思いますが、前回4年前の審議会で、従前からの人槽制での料金が一律という形でしたので、それに対して7.9%の値上げの諮問をさせていただいたところがございます。ところが、4年前の審議会で色々ご議論ございまして、「なかなか人槽ばかりじゃ無理だよね。」というご議論の中で、結果的に人槽制プラス世帯員数というところで、表を見ていただければお分かりになるように、浄化槽の5ページになりますが、例えば5人槽の区分の中で世帯員数が0人については現3,450円、6人以上では5,820円ということで、世帯員数の違いに応じてはこの分で解消されたと思っております。先ほども申しましたように、前回の審議会で様々な議論があったと聞いておりますので、議論の結果を踏まえたうえで、それを踏襲した形で今回の諮問の中では、人槽制プラス世帯員数で提示をさせていただいている状況でございます。それと維持管理の部分でございますが、確かに従前の審議会から、維持管理費については、「なるべく市も努力して安くしろ。」というご議論がありました。それを踏まえ、業者さんを訪問しお話をさせていただいた中で、若干事務費的な部分で、これは今回ではありませんが従前、安くしていただく同意をいただいた結果であろうと思っておりますけど、ただ、清掃費であったり、保守管理費であったり、その辺は業者との契約でありますので、こちらからどんなに言ってもそれはお願いでしかないので、なかなか経費がというところで同意がいただけていないというのが現状でございます。これにつきましては引き続き交渉をしていきたいなと思っておりますし、契約事項の中で見直し等も含めて、なるべく総量として維持管理費が安くなるよう方法も検討しているところがございますので、引き続き努力をさせていただきたいということで、答えにさせていただきたいと思っております。

委員：人槽と世帯人員で料金は変わるとの説明だったが、改定率一律7.5%ですよね。受益者負担の原則を考えたときに一律7.5%でやるよりも人が多い世帯に傾きを持たせたらどうだろうというのがありますけど、そういう考えはございませんか。

委員：これについては後の2回、3回で検討していったら良いんじゃないですか。

委員：いや、今日回答頂かなくても結構ですけど。

事務局：今のご質問につきましては、今回は一律7.5%でアップさせて頂いたということでありまして、段階的といいますか。

委員：違う意見があれば意見を出しても良いんでしょう。

事務局：そうです。今回はその考えのもとで7.5%でお示しをしたということです。

委員：良いですかね、質問。

会長：ちょっと、今のにコメントですけども、現状では、通常は人槽制でもって一律いくらって決まっている訳ですね。それを人数によって段階的に上げてる訳ですね。さらにそれをどのように上げるかというのは市もなかなか難しかったんだろうと思うんです。それで、皆さん方が、「こういう風にしてみてはどうでしょうか。」と。まあ口で言うだけでなくて実際に、「こういう風なアップ率、人数によってこうしてはどうでしょうか。」と。

委員：それでは空論になってしまいますよ。計算の根拠も、どんな計算も出来ませんよ。

会長：いや、出来ますよ。トータルの値段は変わらない訳でしょう。例えば7.5%上げると決まれば、人槽、人数の値段は決まっている訳ですよ。それをいかに振り分けるかですよ。

委員：はい。

会長：だから、出来ない事はないけども、敢えてする必要はなかろうと思います。

委員：7.5%を例えば何%にすればいいのでしょうか。

委員：パーセントを変えるというのは、結局パーセントが同じだから不公平だとおっしゃるけども、元々6人以上ならば基礎となる数字も大きい訳です。

会長：基礎となる数字も前回上げた訳です。

委員：だから大きいから人数が多いから、じゃあ10%にするってなったら人数が多いところはものすごく負担も大きくなるので、消費税の議論と似てますね。

委員：その辺も含めて質問したいんですが。質問させてください。

会長：はい。

委員：農業集落排水の維持管理については、電気料金とか汚泥の処理料など諸々の経費があると思いますが、浄化槽の維持管理というのは浄化槽管理センターに委託料として支払われている他に何がありますか。例えば浄化槽使用料説明資料4ページの3-3で維持管理費26,895千円、この内訳です、委託料のほかに。

事務局：先ほど申しました浄化槽管理センターに払っている維持管理費と、事務費ですね。

委員：その金額が分かれば、それによってこの次質問したいと思います。

事務局：3ページをご覧ください。維持管理費で27,198円がございまして、下に内訳が書いてあります。上2つが浄化槽管理センターに支払っている委託料となり、その下に印刷・郵便代等を足したところという風にお考え頂ければと思います。

委員：そもそも今回の料金改定の諮問のやり方じゃ4ページの使用料対象経費が維持管理費を上回ることはいかないんですよ。元々人槽ならば100%になりますね。だけど、政治的配慮で5人槽でも6人槽での2人の場合は100%いかないでしょう、改定しても。それで100%以上の維持管理費以上に資本費まで食い込むような使用料の収入を予想されているのは非常におかしいと思います。例えば大家族が本来払う必要のない分を少ない家族の分まで負担しているという風になるのです。それでこの諮問は絶対におかしいと思います。

会長：意味が分かりませんので、もう一回説明してもらえませんか。

委員：はい。今度改定される予想で、5人槽、1人で4,140円になりますね。これを12カ月した場合に、維持管理費になりますか。

会長：93%分しかいかないんですよ。

委員：93%いかないんですよ。2人の場合。

会長：2人じゃなくてトータルで考えてるんでしょう。

委員：トータルはいいですけど。それじゃ維持管理費以上に徴収する世帯が出てくるわけですよ。トータルで考えれば、それだけ少ない。分らないですかね、私が言ってるのは。

会長：例えば5人槽の場合に0人から6人まで段階的に料金がありますよね。もちろん人数が少ないところは料金を下げています。人数が多いところは料金は上がっています。例えば

全部の浄化槽が5人槽だったとします。使用されている方たちは必ず維持管理費を払う訳です。それは必ず93%になりますよ。高い安いのアンバランスはある訳ですけども、トータルでは必ず93%になります。

委員：2回、3回で色々出したいと思います。ここで結論出しますか。

会長：いや、出さなくて良いですよ。

委員：あの、言いたいのはですね、3ページの保守点検清掃料、法定検査手数料、印刷・郵便代等それぞれ保守点検清掃料は人槽によって決まっていますよね。

事務局：はい。決まっています。

委員：これをですね。全部足す訳です。トータルする訳です。足した額と5ページの資本費2,340千円、これを戸数で427戸で割った場合5,480円なんです。月にすれば500円もないんです。それで、ずっと保守点検と法定検査料それから印刷・郵便代等はやっぱり427戸で割った額が1人当たり本来経費で出ると思うんです。それにした場合にかなり違うと思うんですよ。それで、人槽の委託料の単価を教えてください。

会長：事務局、質問の意味は分かりましたか。

事務局：はい。今手持ちの資料では正確な数字が出せませんので、次回、資料という形で出させて頂いてもよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：すみません。質問の内容を言ってみてください。

委員：契約の内容ですよね。所帯当たりで払っているんじゃないですか。

事務局：「業者に払っている人槽別の年間の委託料をそれぞれ出して下さい。」ということでよろしかったでしょうか。

委員：はい。

会長：だから、そこで思うのは、人数が2人世帯のところと3人世帯のところの戸数がいくつあるかというのをこの中に入れ込まないとトータルでペイにはならない。1人世帯、2人世帯では維持管理費は100%にはならないけども、大人数のところは百何十%になる。ト

一タルの的に100%になるということだと思います。これについても次回。

事務局：すみません。確認をさせていただきたいと思います。先ほどのご意見の中で、人槽ごとの年間の委託料の明細、内訳を教えてくださいというのが1点。会長からありましたのは、人槽世帯員区分という意味での世帯の配分というか、どこにどれだけ属している世帯があるかということも含めた2点を合わせて分かる資料を次回用意したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員：はい。

委員：先ほどの一律7.5%の件は、別案として傾きをもっと立てたような案をお示し頂けるんでしょうか。そのようなシュミレーションは可能なんですか。

会長：可能だと思います。

委員：7.5%一律で上げる案だけで議論されてるんで、別の議論もあるんじゃないですかって話なんです。

会長：平成26年度に国はですね、向こう10年後くらいを目途に独立採算制にもっていきましよう。ということは100%使用料金で農集とか浄化槽については賄っていきましようという考えがあった訳です。

委員：はい。それは理解してます。

会長：それで、ただし、4年ごとに見直しましよう。ということで、4年ごとに見直してみても、この場合、平成35年で100%にするために7.5%という数字が出たんですね。

委員：一律になってるんですね。

会長：一律ですね。だから、今回7.5%上げて平成35年にまた7.5%上げれば、100%使用料金で賄うことができますよ。ということで7.5%が出てきたんですね。何か根拠がないと7.5%は出てこない訳ですね。

委員：いや、私が言いたいのは、今は一律7.5%なんですけど5人槽区分で1人の世帯と5人の世帯で平行して7.5%上げてる訳なんです。それをもっと傾きを立てて、受益者負担の原則を考えると人が多い所が当然収入も多いはずなんです。そういう面で見ると払う能力がある訳なんです。ところが1人2人の年金世帯に関しては、年金で生活しているから支払う能力がなくなる訳です。ましてや医療費も掛ってくるという部分もあるので、そうい

う面で言うと一律7.5%じゃなく、もっと傾きを立てても良いんじゃないですかという議論なんです。それを別の案で、平行スライド7.5%じゃなくて傾きを立てた案で議論する余地はありますか。そういうシミュレーションをお示しできますでしょうか。

会長：あると思います。ただし、どういう考えのもとで傾きをもっていくか、そこが難しいと思います。

委員：そういう基準でしか料金を設定するしかないんですよ。

会長：でも現状は傾きをつけてる訳ですよ。

委員：基礎が違う訳ですね。

委員：料金は裕福か裕福じゃないかではなくて、浄化槽を使うのにいくら経費がかかるかということから料金は設定するわけ。政治的に、弱者があれば、料金を落としていく。そういう形で料金設定してある訳です。それで、安くするのは政治的配慮でいいですけど、維持費と資本金、それ以上に料金を設定するのはいかなものかと言ってるんです。最初にそれを含めて諮問してあるからですね。それはおかしい。

委員：すみません。話を元に戻しますけど。

副会長：あちらを立てればこちらが立たずですよ。

委員：いや、もう議論する余地がないのであれば私はもう言いませんよ。今、人数別に傾きをつけてありますけど、平行スライドじゃなくて、こう上げてても良いんじゃないかという議論が出来ないんですか。

会長：計算は出来ると思うんですけども、そこにどれだけの傾きをつけるかという考え方が必要なんです。そこが難しいと思います。だから計算は幾らでも出来ますよ。それが正しいのかだれが判断するのか。審議会が判断する訳ですけども。だから、計算はできなくはない。

委員：世帯人数別に傾きをつけてる訳ですよ。その根拠は何ですか。

会長：それは前回の、前回も私が会長だったんですけども、1人世帯のほうが経済的に苦しい。例えば5人槽を1人で使ってる場合です。確かに大人数で使ってるほうが収入があって経済的に払えるんじゃないかろうかという訳で、少人数のところは安く、大人数のところはちょっと多めに払って頂こう。実際は人数に関係なく一律なんですけど、傾きをつけた訳です。

委員：つけた訳ですね。その理論も根拠もあるはずですよ。

会長：あるだろうと思います。

委員：いや。それが難しいと言われるから。私はそれはおかしいなと思って。

会長：難しいですけれども、傾きをつけるならば、それなりの考え方が必要です。

委員：はい。前回の考え方を踏襲しても良いと思いますけどね。前回傾きをつけられたと思うんで、その傾きがどういう根拠に基づいて求められたのか良く分かりませんが、それだって根拠はないじゃないですか。

会長：皆さんが納得してくれたという根拠はあります。

委員：それはきっかけ、きっかけですね。

会長：審議会で決まった訳ですので。前回の審議会で、こういった傾きで行きましよう。弱者には低料金でということ。それで、これはなかなか難しい訳なんです、傾きをつけるのは。トータルで同じ金額にならないといけないし世帯も考えないといけないんですよ、だから意外と難しいんですよ。だから市としては7.5%一律に掛けたんだという風に思ってるんです。私が言いたいのはもう1点ですけれども、皆さん方はご存じないかもしれませんが、私は公共下水道の審議会の委員でもあるんです。公共下水道は平成37年度に100%になるように改定したんです。今回の農集・浄化槽は平成35年度に100%になるように使用料金を上げていこうという考え方になっているんですね。そうすると私としてはやはり公共下水道が平成37年度に100%になるように考えたのであれば、35年度じゃなく37年度に100%になるような試算出来ないかということをお願いしたい。ちょっと遅れる訳ですので料金は僅かでしょうけれども、安くなる可能性はある。それと、公共下水道と農集、合併浄化槽の公設と私設、4つある訳ですけれども、それぞれの料金体系がどういう風になっているのか、これは、これを見たからと言って金額が決まる訳じゃないです。独立した事業ですので合わせる必要はないですけれども、お互いにどういう風になっているのかというのを頭に入れておく必要はあるかと思っておりますので、そういう表を次回出して頂きたい。資料の1ページの参考のところ、「なお、会計については、事業区分ごとに統合の方向で調整する。」という訳ですから、公共下水道、農集、浄化槽、それぞれ料金体系が違うんですね。八代市一律で生活排水、水の環境保全を考えたときに出来れば同じ市民ですから、環境を良くするために一律のほうが良いんですけども、元々出来た年代も違うし、資本金も違うので、それぞれの事業区分で改定を行うという考え方がありますので、使用料金も違うと思います。それでも審議会のメンバーとしては、こういう風な料金体系になって

ますということは知っておいて頂きたいという意味で、こういう表を出して頂ければ有難い。

事務局：それでは、会長の宿題について、今一度確認をさせて頂きたいと思います。2つの資料の要求があったと思います。事業はそれぞれ4区分、浄化槽については個人と市町村の料金の体系を含めて比較できる資料を出して頂きたいということによろしいでしょうか。

会長：はい。

事務局：公共下水道については使った水、流した水の量に応じて料金は出ますけれども、こちらは人数に応じて出ますので、若干比較検討しづらいところはございますが、注釈を入れながら、なるだけ分かりやすい資料を提出したいと思っています。それともう1点について、公共下水道については平成37年、ここで100%に持っていくという計画で答申を頂くところまで来た現状でございます。されど改定については今回の改定と次回の4年後の改定、2回で改定して必然的に資本費が下がってきているので、37年に100%になるというような計画でございました。そこは間違いないようにお願いします。会長から、あくまで平成37年に回収率100%ということで、試算を出して頂きたいということですので、たしかに今回は7.5%を諮問しておりますので、今回はあくまで7.5%を上げるということで、まず基礎的な考え方ということと、例えば、実際に料金を上げるのを2年遅れにするとか含めた中でちょっと検討させて頂き、その手法を含めた中で提示をさせて頂くということで、会長よろしいでしょうか。

会長：はい、ちょっと良く分からなかったですけども、お願いします。じゃあ、ここで最後に。どうぞ。

委員：前回の審議会で、何ヵ所かの農集、浄化槽の前回からの違いがあれば、そういうところも出して頂ければ参考になるかと。

事務局：それは料金表ということによろしいでしょうか。

委員：そうです。八代以外で改定されている場所もあると思いますし。今回は審議員の方が意味を分かってないと思いますので、そういう資料があれば。

事務局：どこまで資料を集められるか分かりませんが、県内で、農集、浄化槽を実施している事業の料金表をお出ししたいと思います、それによろしいでしょうか。

会長：はい。2時間経ちましたので、今日はこれで終わりたいと思います。それで次回の日程はどうなっていますか。

事務局：それでは、第2回の審議会についてですが、9月21日（金）午後2時から今回と同じ東陽支所2階大会議室でお願いします。市役所からの送迎を予定されている方は次回は午後1時10分に守衛室前をお願いします。

会長：長時間にわたる審議、お疲れ様でした。以上で本日の審議を終わります。